

各 位

特定非営利活動法人
福岡県ライフセービング協会
理事長 田原 幸佑

緊急事態宣言の発令に伴う当法人の活動方針について（通知）

本日、緊急事態宣言が発令され、福岡県も対象地域とされたことに伴って、下記の通り活動方針を通知いたします。

次の通知は、約1ヶ月後を目途に予定しています。本通知方針の期限は次の通知発出までとします。

記

- ・4月8日から原則として、すべての外出を伴う活動を休止及び制限します。
- ・県協会所属の各クラブにおいても、上記同様のご対応の検討とご協力をよろしくお願いします。

当法人の活動は原則として、メールや電話、WEB会議、SNSなどのオンラインツールなどによる外出を伴わない活動のみとして、外出を伴うすべての活動を休止及び制限します。

特例として、必要不可欠で別的手段が与えられていない場合などについては、理事会が個別に認めた場合のみ制限しません。

なお、5月9日に開催を予定していた「C級審判員養成講習会」は中止とします。

現在、福岡県内で予定されている以下の資格講習会は、主管の特定非営利活動法人 新宮ライフセービングクラブにより改めてお知らせするとともに、それまで募集は行わないとのことです。

- ・JLA ACADEMY WaterSafety 講習会
令和2年5月16日(土)開催予定
- ・JLA ACADEMY BLS 講習会
令和2年5月17日(日)開催予定
- ・JLA ACADEMY ベーシック・サーフ・ライフセービング講習会
令和2年6月6～7日、13～14日開催予定

以 上